

契約保証金の取扱いについて

平成28年3月23日
大崎市病院事業総務課契約係

公共機関の契約においては、受注者（落札者）の完全な履行の確保と万一の不履行の際に発注者（病院事業）が受ける損害の補填を目的とし、原則として契約の際に受注者から契約保証金を徴収しなければなりません。これまで病院事業では、工事請負契約を除いて免除しておりました。

今般、国において「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」が閣議決定されたことなどを踏まえ、今後、下記の運用を開始しますのでお知らせします。

1 運用の概要

契約保証金の運用については、契約書約款において次のように規定しています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 契約保証金の納付(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が确实と認める金融機関の保証(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 |
|--|

上記のうち、(3)及び(4)の金融機関の保証や履行保証保険契約の場合は、(1)の契約保証金を現金で納入する場合などに比べて、低廉な保証料等の負担で済み、かつ、取扱いが簡便であることから推奨されています。

2 対象とする契約の種類

物品購入（契約金額が2,000万円以上のものに限る。）

※ 契約の種類については、実績の推移を見ながら、順次拡大いたします。

3 適用日

上記契約の種類のうち、平成28年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

4 その他

- (1) 契約保証金の額は、落札による契約金額（消費税等の額を含む。）の10%以上の額とします。
- (2) 契約保証金の取扱いについては、契約案件ごとの入札公告に示しますので、その内容に従って応札願います。
- (3) 履行保証契約等の保証料（保険料）は、入札金額に含むことができるものとします。
- (4) 履行保証契約手続きの流れについては、別紙に示すとおりです。

(別紙)

履行保証契約の手続きの流れ

